防官秘（事）第２４５５１号
令 和 ４ 年 １ ２ 月 ２ ７ 日

大 臣 官 房 長
施設等機関の長
各　幕　僚　長
情 報 本 部 長　殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
（公印省略）

事務官等研修実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。
なお、事務官等研修実施要領について（防官秘第１６６２６号。２４．１２．２５）は廃止する。

添付書類：事務官等研修実施要領

事務官等研修実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、事務官等（事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成２４年防衛省訓令第５号）第２条第１号に規定する事務官等をいう。以下同じ。）に対する研修の実施について必要な事項を定めるものとする。

（研修の目的）

第２　研修は、事務官等が現に任命されている官職又は将来任命されることが予想される官職の職務の遂行に必要な知識、技能等の修得及び能力、資質等の向上並びにこれらの官職に求められる責任を自覚させることを目的とする。

（研修の実施単位等）

第３　研修は、次の各号に掲げる機関等ごとに、当該各号に定める者（以下「機関等の長」という。）が、当該機関等に勤務する事務官等を対象に実施するものとする。

（１）内部部局　大臣官房長
（２）防衛大学校　防衛大学校長
（３）防衛医科大学校　防衛医科大学校長
（４）防衛研究所　防衛研究所長
（５）統合幕僚監部　統合幕僚長
（６）陸上自衛隊　陸上幕僚長
（７）海上自衛隊　海上幕僚長
（８）航空自衛隊　航空幕僚長
（９）情報本部　情報本部長
（10）防衛監察本部　防衛監察監
（11）地方防衛局　地方防衛局長
（12）防衛装備庁　防衛装備庁長官

２　大臣官房長は、複数の機関等を対象とする研修を実施することが適切であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、複数の機関等を対象とする研修を実施することができる。

３　機関等の長は、研修を効率的に実施するため必要があると認める場合には、第１項の規定にかかわらず、他の機関等の長と共同で研修を実施又は他の機関等の長に研修の実施を委託することができる。

（研修の種類）

第４　研修の種類は、初任研修、係員級研修及び係長級研修並びに機関等の長が必要と認める研修とする。

（初任研修）

第５　初任研修は、事務官等としての使命を自覚させ、防衛省の職員としての一体感を醸成し、並びにその能力及び資質を向上させることを目的とする。

２　初任研修の対象者は、防衛省専門職員採用試験の合格者、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）若しくは国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の結果によって人事院が作成した名簿の中から選考された者又はこれらに準ずる者のうち、採用後一年未満のものとする。

（係員級研修）

第６　係員級研修は、係長級の職位の段階に求められる能力を付与することを目的とする。

２　係員級研修の対象者は、防衛庁職員採用中級試験、防衛庁職員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅱ種試験、防衛庁職員採用初級試験、防衛庁職員採用Ⅲ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験若しくは防衛省専門職員採用試験の合格者、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）若しくは国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の結果によって人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者又はこれらに準ずる者であり、かつ、原則として、行政職俸給表（一）（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項第１号イに規定する行政職俸給表（一）をいう。以下同じ。）による職務の級が１級又は２級の者とする。

（係長級研修）

第７　係長級研修は、課長補佐級の職位の段階に求められる能力を付与することを目的とする。

２　係長級研修の対象者は、防衛庁職員採用中級試験、防衛庁職員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅱ種試験、防衛庁職員採用初級試験、防衛庁職員採用Ⅲ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験若しくは防衛省専門職員採用試験の合格者、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）若しくは国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の結果によって人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者又はこれらに準ずる者であり、かつ、原則として、行政職俸給表（一）による職務の級が２級（防衛省専門職員採用試験又は国家公務員一般職試験（大卒程度試験）の合格者で、本省内部部局で採用され、係長級の職位にある者に限る。）、３級又は４級の者とする。

（機関等で実施される研修に係る大臣官房長の調整等）

第８　大臣官房長は、機関等で実施される研修（内部部局において実施するも

のを除く。次項において同じ。）が適切に行われることを確保するため、必要な調整を実施するものとする。

２　大臣官房長は、機関等で実施される研修の実施状況について報告を求めることができる。

（機関等で実施される研修への協力）

第９　機関等の長は、機関等で実施される研修を実施する場合において必要があると認めるときは、他の機関等の長に、輸送、宿泊、給食その他の協力を求めることができる。

（防衛省以外の国の機関が実施する研修）

第１０　機関等の長は、防衛省以外の国の機関が実施する研修に事務官等を受講させるよう努めるものとする。

（一般職に属する職員に関するこの通達の適用）

第１１　地方協力局労務管理課に勤務する職員であって国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条に規定する一般職に属する職員は、事務官等とみなして、この通達を適用する。

（委任規定）

第１２　この要領の実施に関し必要な事項については、大臣官房長が定める。